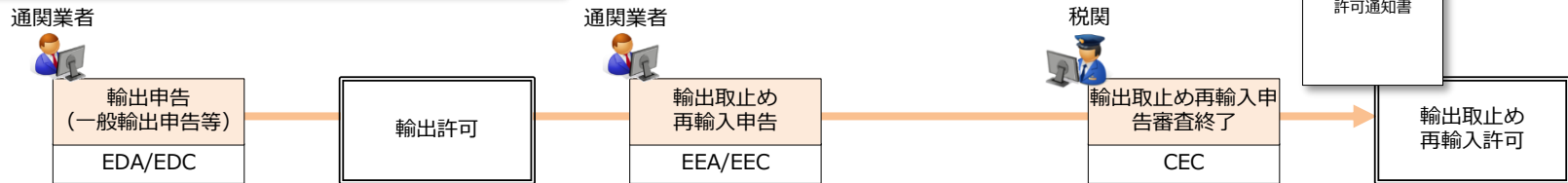


## プログラム変更概要

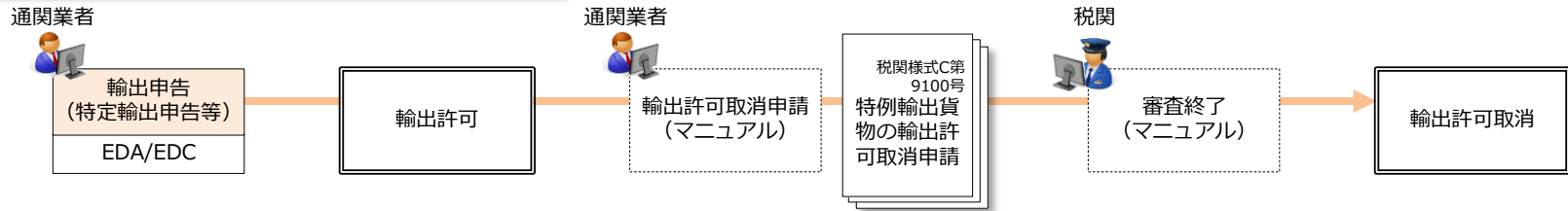
一般の輸出申告では「輸出取止め再輸入申告（EEA/EEC）」業務を利用して輸出取止め再輸入申告を行うことが可能ですが、特例輸出貨物の輸出許可取消申請はNACCSで行うことができませんでした。  
仕様変更により、特例輸出貨物の輸出許可取消申請（及び当該申請を受けての許可取消）をNACCSで行うことを可能といたします。

仕様変更前

■ 輸出取止め再輸入申告 業務フロー（参考）



■ 特例輸出貨物の輸出許可取消申請 業務フロー



仕様変更後



申告等種別が「T、N、M」により輸出許可を受けた申告について、許可取消申請手続きをNACCSで行えるようにいたします。  
なお、当該対応に合わせ業務名についても変更いたします。

申告等種別について  
T：特定輸出申告  
N：特定委託輸出申告  
M：特定製造貨物輸出申告